

Boyd&Moore Executive Search 株式会社

有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-070514

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者（採用決定者）が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとします。

- ① 就業開始後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ② 就業開始後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 25%
- ③ 就業開始後4か月以上の自己都合退職または解雇の場合 なし

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。